

NOx・PM総量削減制度の概要

総量削減基本方針(国)

目標、削減に関する基本的事項、削減に関する重要な事項

- ・NOx・PM法第6条、第8条
- ・都府県知事意見聴取
- ・閣議決定

総量削減計画(都府県知事)

削減目標量、達成の期間及び方途

- ・NOx・PM法第7条、第9条
- ・公害対策会議の議を経て環境大臣が同意

・国の直轄・補助事業と一緒にとなった対策が不可欠
 ・複数の都道府県にまたがる対策を統一的に推進する必要

車種規制

- ・対策地域内に使用の本拠を有する自動車に対する排出基準の適用等

削減指導等

- ・国及び地方公共団体による低公害車やエコドライブの普及促進

事業の実施

- ・国の直轄事業による道路整備
- ・国の負担金、補助金等を受けて地方公共団体が行う道路整備
- ・国道と地方道の交差点の立体化
- ・有料道路の料金割引などの社会実験

NOx・PM法における総量削減

- (1)自動車排ガスによる大気汚染は広域的な対応が必要であり、自動車の交通が集中している地域で、大気汚染防止法の排出規制では大気環境基準の確保が困難と認められる地域において、窒素酸化物及び粒子状物質の削減目標量を設定し、排出総量の削減を図るための制度。
- (2)対象物質：窒素酸化物・粒子状物質
- (3)対策地域

首都圏

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のうち政令で定める地域

中部圏

愛知県、三重県のうち政令で定める地域

近畿圏

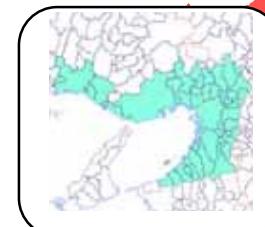
大阪府、兵庫県のうち政令で定める地域

対策地域の範囲

愛知・三重対策地域



大阪・兵庫対策地域



首都圏対策地域



都道府県別の
削減目標量を
国が決定

水質総量削減制度の概要

総量削減基本方針(環境大臣)

目標年度、削減目標量、削減に関する
基本的事項

- ・水質汚濁防止法第4条の2
- ・都府県知事意見聴取
- ・公害対策会議の議を経る

総量削減計画(都道府県知事)

生活系、産業系、その他系別の削減目標量、
達成の方途、その他必要な事項

- ・水質汚濁防止法第4条の3
- ・公害対策会議の議を経て
環境大臣が同意

- ・国の直轄・補助事業と一
体となつた対策が不可欠
- ・複数の都道府県にまたが
る水域を一体として捉え
た統一的対策が必要

総量規制基準

- ・日平均排水量50m³以上
の特定事業場に対する
負荷量(=濃度×水量)
の規制

削減指導等

- ・小規模事業場対策
- ・未規制事業場対策
- ・農業、畜産業対策
等

事業の実施

- ・下水道・浄化槽等の整備
- ・干潟・浅場の造成、藻場の保全等
- ・底質汚泥の浚渫・覆砂
- ・河川、水路等の直接浄化
(国の補助金等で支援されているものが数多く含まれる)

水質汚濁防止法における水質総量削減

- (1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(濃度基準)のみによっては、化学的酸素要求量(COD)、窒素、りんの環境基準達成が困難な、人口・産業が集中する広域的な閉鎖性海域を対象として、海域に流入する汚濁負荷を総合的に削減する制度。
- 昭和54年以降、5年ごと6次にわたり実施(第6次水質総量削減の目標年度:平成21年度)。
- (2) 指定項目: 化学的酸素要求量(COD)、窒素、りん
(窒素・りんは第5次総量削減から指定項目)
- (3) 指定水域・指定地域

東京湾

- ・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の関係地域

伊勢湾

- ・岐阜県、愛知県、三重県の関係地域

瀬戸内海(瀬戸内海環境保全特別措置法にて指定)

- ・京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県の関係地域

指定水域と指定地域(瀬戸内海含む) (20都府県の関係地域)

